

滋賀県造林事業補助金交付要綱

平成19年6月29日伺定
(令和2年4月1日最終改正)

(趣旨)

第1条 民有林の造林に係る事業（以下「事業」という。）の補助金の交付に関して定めた滋賀県造林事業補助金交付規則（昭和42年滋賀県規則第46号。以下「規則」という。）の運用に係る部分について、この要綱の定めるところによる。

(事業の区分)

第2条 補助の対象となる事業は、森林環境保全直接支援事業、森林緊急造成事業、被害森林整備事業、重要インフラ施設周辺森林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、森林空間総合整備事業、絆の森整備事業、特定森林造成事業、森林災害復旧事業、環境林整備事業、農地漁場水源確保森林整備事業および次世代森林育成対策事業とする。

(補助の対象等)

第3条 補助対象とする事業種別、事業主体、経費および補助金の額は、森林環境保全直接支援事業にあつては別表1、森林緊急造成事業にあつては別表2、被害森林整備事業にあつては別表3、重要インフラ施設周辺森林整備事業にあつては別表4、保全松林緊急保護整備事業にあつては別表5、森林空間総合整備事業にあつては別表6、絆の森整備事業にあつては別表7、特定森林造成事業にあつては別表8、森林災害復旧事業にあつては別表9、環境林整備事業にあつては別表10、農地漁場水源確保森林整備事業にあつては別表11、次世代森林育成対策事業にあつては別表12により定めるとおりとする。

なお、次世代森林育成対策事業にあつては補助金を交付金に読み替えるものとする。

2 事業主体は、個人、法人および団体もしくは法人および団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものでないこと。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 個人、法人および団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(4) 暴力団および暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 前項の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でないこと。

4 知事は、事業主体が第2項および第3項に規定する排除対象者でないことを証明・確約させるために、誓約書（別記様式第1号）の提出を求めることができる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、規則第3条の規定により、補助金の

申請に必要な造林事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に位置図（施行地の位置を示した5万分の1の地形図またはこれに準ずるもの）、施業図、その他関係書類を添付して知事に交付を申請するものとする。

- 2 補助金の交付申請は、第2条に掲げる事業別に個々の施行地を最低単位として行うものとする。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括した単位として交付申請を行うものとする。

また、森林環境保全直接支援事業および農地漁場水源確保森林整備事業における間伐、更新伐に係る交付申請については森林経営計画に基づいて行う場合は当該計画ごと、経営管理実施権配分計画または特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は集約化実施計画ごとに事業規模等の要件を満たすまとまりを単位として行うものとする。

なお、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）の6の(2)のアの(ア)から(ウ)のいずれかの方法によるものとする。

- 3 事業主体は、申請書の提出ならびに補助金の受領について、第三者に委任することができる。

なお、事業主体から申請書の提出ならびに補助金の受領について委任を受けた者（以下「代理申請者」という。）は、申請書を事業主体に提示して記載内容の確認を受け、事業主体からの委任状（別記様式第2号）を添付して補助金の交付申請を行うものとする。

- 4 申請書の様式は次のとおりとする。

(1) 事業主体が補助金交付申請する場合 別記様式3号

(2) 事業主体が補助金の交付および受領について第三者に委任する場合 別記様式4号

- 5 申請書は、当該補助金の交付対象となる施行地を管轄する市町を経由するものとする。

- 6 申請書の提出期限（市町の経由日とする）は、原則として次のとおりとする。なお、提出期限が随時のものの、当該年度における最終の提出期限は2月末日とする。

事業種別	提出期限	備考
下刈り	9月20日	
雪起こし	7月20日	
間伐・更新伐	四半期毎の末日。ただし、第4四半期は2月末日	特定の期間に集中しないよう申請する。
上記以外の事業種	2月末日	事業完了の都度申請する。

- 7 補助金の交付申請者は、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付）

第5条 補助金の交付の決定および補助金の額の確定を受けた事業主体または代理申請者は、規則第6条第1項に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付

請求書（別記様式5号）を知事に提出するものとする。

- 2 代理申請者は、代理受領した補助金を、県の補助金の交付にあたって示した事業主体別内訳に従い、受領後30日以内に事業主体に支払うとともに、知事が付した補助金の交付条件を周知徹底するものとする。
- 3 代理申請者は、受領した補助金を配布した後、速やかに補助金の交付単位に造林事業補助金配布状況報告書（別記様式6号）を知事に提出しなければならない。
- 4 第4条第7項のただし書きにより交付の申請をした事業主体または代理申請者は、当該補助金の受領後に消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額等を知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

（転用等）

- 第6条** 補助金を受領した事業主体は、補助金の対象となった森林を事業実施年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用（施行地を売渡もしくは譲渡し、または貸借権、地上権等の設定をさせた後、当該施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）または施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、あらかじめ知事に届出し、交付を受けた補助金の全部または一部を返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、公用もしくは公共用に供する場合または天災その他やむを得ない事由により転用する場合にあっては、知事に協議を行い、同意を得た場合にあっては補助金の返還を免除することができる。

（書類の整備保管）

- 第7条** 補助金交付申請者または代理申請者は、補助金の交付請求に関する書類、および竣工検査時に整備した関係書類について、知事の申し出により随時、提出できるよう事業完了の翌年から起算して5年間または別に定めがある場合はその期間整備保管しておかなければならない。

（施設の維持管理）

- 第8条** 森林作業道または付帯施設等の維持管理は、原則として事業主体が行い、補助金の交付の目的に従って適正な管理を行うものとする。
- 2 維持管理を行う者（以下「管理者」という。）は、森林作業道にあっては、補助事業等によって生じた現況を搭載した台帳を備えるとともに、通行の安全確保をはかるために必要な措置を講じるものとする。
 - 3 付帯施設等の管理者は、施設の維持管理ほか利用者の安全確保等の必要な措置を講じるものとする。

（標準事務処理期間）

- 第9条** 標準事務処理期間は次のとおりとする。
- （1）規則第4条の規定による事業のしゅん工検査または確認調査は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
 - （2）規則第4条の規定による補助金の交付決定および補助金額の確定は、しゅん工検査または確認調査をして適当と認めた日から起算して30日以内に行うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱の規定は、平成19年度分の補助金から適用する。
ただし、第3条に規定する別表1から別表9の補助金の額については、平成19年7月1日から適用する。

付 則

この要綱の規定は、平成20年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱の規定は、平成23年度分の補助金から適用する。
2 第3条第2項および第3項ならびに第4条第4項の規定は、平成24年2月20日以降の交付申請から適用する。

付 則

この要綱の規定は、平成24年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱の規定は、平成28年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱の規定は、平成31年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する
ただし、改正前の本要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

誓 約 書

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名 _____

Ⓔ

[代表者の生年月日]

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 _____

委任状

私（ども）は、
事業補助金の交付申請手続きおよび受領に関することを委任します。

年 月 日

（代理人）

様

記

番号	住所	氏名	印

注 番号は、造林事業内訳書（別記様式第4号の別紙）の施行地番号とする。
委任状と手数料等の代金について精算依頼を併せて委任することは差し支えない。
事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。

年度

事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

(事業主体) 住所
氏名

印

別紙内訳書のとおり 事業を終了しましたので、補助金を交付されるよう、滋賀県造林事業補助金交付規則第 3 条の規定により申請します。

別記様式3号の別紙のア(間伐・更新伐・森林作業道以外)

造林事業内訳書

(事業)

施行地番号	施行地					森林所有者	電話番号	事業主体	雇用の有無	作業種	施行方法	施行明細					査定区分	社会保険等加入平均点	備考
	旧市町村	大字	字	地番	林小班							樹種	林齢	面積 (ha)	本数 (本/ha)	材積 (m3)			

- 注1 内訳書は、補助金交付申請書ごとに別葉とする。
- 2 林小班は、地域森林計画に基づく林小班を記入する。
- 3 電話番号は、森林所有者の電話番号を記入する。
- 4 雇用の有無は、事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施された場合に有りとする。なお、個人受託者（一人親方等）により実施された場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況が明確に記録されている場合に限り、有りとする。
- 5 施行方法は、委託（委託で直営労務の場合）、委託（請負）（委託で請負労務の場合）、請負、直営、自力、その他別を記入する。
- 6 林齢は、保育、樹下植栽等（上層木の林齢）の場合に記入する。
- 7 被害跡地造林および雪起こしの場合は、面積欄の上段に区域面積を（）書きで、下段に実面積を裸書きで記入すること。
- 8 本数欄には、人工造林等における植栽本数、雪起こしにおける成立本数、枝打ち本数等を記入する。
- 9 材積欄は、保全松林緊急保護整備事業における衛生伐の材積を記入する。
- 10 査定区分は、森林環境保全直接支援事業および農地漁場水源確保森林整備事業の場合に、**森林経営計画:経営**、間伐等促進計画:間伐、計画無し:無しと記入すること。
- 11 備考欄は、次のような場合に記入する。
- (1) 植栽の場合は苗木の入手先を記入する。
 - (2) 雪起こしの場合は、雪起こし率（%）を記入する。
 - (3) 除伐等の場合は、成立本数(本/ha)、伐採本数(本/ha)、伐採率の算出根拠を記入する。
 - (4) 枝打ち等の場合は、枝下高（m）および枝落とし範囲（m）を「2-2」のように記入する。
 - (5) 申請する施業に付随して作業歩道の開設・補修を実施した場合は、「開設〇〇m」、「補修〇〇m」と記入する。
 - (6) 森林所有者が原則課税業者である場合は、「（課）」と記入する(7)受託造林において森林所有者が自ら作業に従事した場合は、「（自）」と記入する。

年度第 四半期造林事業内訳書

(事業)

施行地 番号	施行地					森林 所有者	電話 番号	事業 主体	雇用 の有 無	作業 種	施行 方法	施行明細						森林経営計画 (森林施業計画) (間伐等促進計画)	集約化実施 計画	事前 計画 番号 提出 日	社会 保険 等加 入平 均点	備考
	旧市 町村	大字	字	地番	林 小 班							樹種	林齡	面積 (ha)	伐採 率 (%)	搬出材 積(m3)	事業 完了 年月 日	承認番号	承認番号			
																		承認番号	承認番号			

- 注1 内訳書は、補助金交付申請書ごとに別葉とする。
- 2 林小班は、地域森林計画に基づく林小班を記入する。
- 3 電話番号は、森林所有者の電話番号を記入する。
- 4 雇用の有無は、事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施された場合に有りとする。なお、個人受託者（一人親方等）により実施された場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況が明確に記録されている場合に限り、有りとする。
- 5 施行方法は、委託（委託で直営労務の場合）、委託（請負）（委託で請負労務の場合）、請負、直営、自力、その他別を記入する。
- 6 森林作業道の場合は、樹種欄に幅員（m）、面積欄に延長（m）を記入する。
- 7 間伐、更新伐に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、面積欄の上段に施行地の面積を（）書きで、下段に補助対象面積を裸書きで記入すること。
- 8 備考欄は、次のように記入する。
- (1)間伐・更新伐の成立本数(本/ha)、伐採本数(本/ha)、平均搬出材積および平均伐採率の算出根拠を記入する。
- (2)森林所有者が原則課税業者である場合は、「(課)」と記入する
- (3)受託造林において森林所有者が自ら作業に従事した場合は、「(自)」と記入する。

別記様式 4 号

年度

事業補助金交付申請書

番 号

年月日

滋賀県知事

(代理人) 住所

氏名

印

別紙内訳書のとおり事業を終了しましたので、補助金を交付されるよう、滋賀県
造林事業補助金交付規則第 3 条の規定により申請します。

造林事業内訳書

(事業)

施行地番号	施行地					森林所有者	電話番号	事業主体 (委任者)		雇用の有無	作業種	施行方法	施行明細					施行地の森林所有者および地番確認	査定区分	社会保険等加入平均点	備考			
	旧市町村	大字	字	地番	林小班			住所	氏名				樹種	林齢	面積 (ha)	本数 (本/ha)	材積 (m3)					事業完了年月日		

注1 施行地の森林所有者および地番確認は、次のいずれかの方法により行うものとし、該当するものを当該欄に記号をもって記入する。なお、事業主体および施行地の地番は、森林経営計画、不動産登記簿もしくは土地課税台帳（土地課税補充台帳を含む。）のいずれか（以下「台帳等」という。）により確認（閲覧で足りる。）し、台帳等に記載の氏名（以下「記載者」という。）および地番で申請することを原則とし、台帳等の記載と森林所有者が一致しないこと等が明らかなき場合は、別に示す「森林所有者等の確認事例」による。

- ア 森林経営計画
- イ 不動産登記簿
- ウ 土地課税台帳（土地課税補充台帳を含む。）
- エ 「森林所有者等の確認事例」

2 その他、別記様式1号の別紙の注意書きに同じ。

年度第 四半期造林事業内訳書

(事業)

施行地番号	施行地					森林所有者	電話番号	事業主体(委任者)		雇用の有無	作業種	施行方法	施行明細					施行地の森林所有者および地番確認	森林施業計画(間伐等促進計画)	集約化実施計画	事前計画番号提出日	社会保険等加入平均点	備考				
	旧市町村	大字	字	地番	林小班			住所	氏名				樹種	林齢	面積(ha)	伐採率(%)	搬出材積(m ³)		事業完了年月日	承認番号				承認番号			

注1 施行地の森林所有者および地番確認は、次のいずれかの方法により行うものとし、該当するものを当該欄に記号をもって記入する。なお、事業主体および施行地の地番は、森林経営計画、不動産登記簿もしくは土地課税台帳(土地課税補充台帳を含む。)のいずれか(以下「台帳等」という。)により確認(閲覧で足りる。)し、台帳等に記載の氏名(以下「記載者」という。)および地番で申請することを原則とし、台帳等の記載と森林所有者が一致しないこと等が明らかなき場合は、別に示す「森林所有者等の確認事例」による。

ア森林経営計画

イ不動産登記簿

ウ土地課税台帳(土地課税補充台帳を含む。)

エ「森林所有者等の確認事例」

2 その他、別記様式1号の別紙の注意書きに同じ。

年度 事業補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け 第 号で交付決定および額の確定の通知があった
年度 事業の補助金を上記のとおり交付されるよう、滋賀県造
林事業補助金交付規則第 5 条第 1 項の規定により請求します。

年 月 日

滋賀県知事

(請求者) 住所
氏名

印

年度造林事業補助金配布状況報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

(代理申請者) 住所
氏名 印

滋賀県造林事業補助金交付要綱第 5 条第 3 項の規定により、造林事業補助金配分状況を下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額

(事業)

報告 番号	補助金の額の確定通知		補助金の 確定額	補助金金券受領		施行地 箇所数	備 考
	年月日	番 号		年月日	金 額		

2 明 細

別紙のとおり

(別紙)

年度造林事業補助金配布明細書

(事業)

報告 番号	施行 地 番号	補助金申請内訳							配布額	配布 年月日	備考
		作業種	樹種	林 齢	面積 (ha)	本数 (本 /ha)	伐採 率 (%)	材積 (m3)			

注1 備考欄は、事業主体の書面による承諾に基づき相殺した次の金額を記入する。

- (ア) 補助金事務取扱手数料
- (イ) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金または売払代金
- (ウ) 当該施行地の森林保険料
- (エ) 森林環境保全直接支援事業の間伐および更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの。

別表 1 (第 3 条関係)

森林環境保全直接支援事業

事業種別(作業種)	事業主体	経費	補助金の額
ア人工造林	(1) 市町、 (2) 森林所有者、 (3) 森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）、 (4) 森林整備法人等（森林整備法人、造林公社をいう。以下同じ。）、 (5) 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）、 (6) 森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、 (7) 森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、 (8) 特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）に規定する	地拵え、植栽、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒に要する経費	(森林整備法人等)別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の 10 分の 5.4 以内の額とする。
イ樹下植栽等		地拵え、地表かき起こし、植栽、播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らしおよび林木の枝葉の除去に要する経費	
ウ下刈り		雑草木の除去およびこれに併せて行う施肥に要する経費	(森林整備法人等)別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の 10 分の 5.4 以内の額とする。
エ雪起こし		雪圧倒伏木の倒木起こしに要する経費	
オ倒木起こし		火災、気象災、病虫害等（以下「気象災等」という。）による倒伏木の倒木起こしに要する経費	(森林整備法人等)別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の 10 分の 5.4 以内の額とする。
カ枝打ち		林木の枝葉の一部の除去に要する経費	
キ除伐	不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰に要する経費	(森林整備法人等)別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の 10 分の 5.4 以内の額とする。	
ク保育間伐	不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰に要する経費		

ケ間伐	特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。)において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者、 (9) <u>森林経営管理法</u> <u>(平成30年法律第35号) 第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者(以下「民間事業者」という。)</u>	不用木(侵入竹を含む)の除去、不良木の淘汰、搬出集積に要する経費	(上記以外)別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の5.5以内の額とする。
コ更新伐		不用木(侵入竹を含む)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻き枯らしに要する経費	10分の5.5以内の額とする。
サ付帯施設等整備 ①鳥獣害防止施設等整備		鳥獣害防止施設等の整備に要する経費	(森林整備法人等)別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の5.4以内の額とする。 (上記以外)別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の4.5以内の額とする。
②林内作業場および林内かん水施設整備		苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場および林内かん水施設の整備に要する経費	(森林整備法人等)別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の5.4以内の額とする。
③林床保全整備		枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥、雑草木の除去および小規模で簡易な排水工、編柵工、土留工等に要する経費	(上記以外)別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の5以内の額とする。
④荒廃竹林整備		荒廃竹林の整備に要する経費	
シ森林作業道整備		ア～ケのいずれかの施業の実施に必要な継続的に使用される作業道の開設および改良に要する経費	別に定める標準経費または実行経費に基づき知事が査定する経費の10分の7以内の額とする。

注 市町が事業主体の場合は、補助金の額欄の「標準経費」を「標準経費または実行経費」と読み替えるものとする。

別表 2 (第 3 条関係)

森林緊急造成事業

事業種別 (作業種)	事業主体	経費	補助金の額
ア人工造林	(1) 市町（事業主体が所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、または、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る） (2) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）	地拵え、植栽、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒に要する経費	別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の 10分の5 以内の額とする。
イ樹下植栽等		地拵え、地表かき起こし、植栽、播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らしおよび林木の枝葉の除去に要する経費	
ウ下刈り		雑草木の除去およびこれに併せて行う施肥に要する経費	
エ雪起こし		雪圧倒伏木の倒木起こしに要する経費	
オ倒木起こし		火災、気象災、病虫害等（以下「気象災等」という。）による倒伏木の倒木起こしに要する経費	
			(市町、森林整備法人等) 別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の 10分の5 以内の額とする。 (上記以外) 別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の 10分の4.5 以内の額とする。
カ除伐		不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰に要する経費	(市町、森林整備法人等) 別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の 10分の5 以内の額とする。 (上記以外) 別に定める標準経

		費に基づき知事が 査定する経費の 10 分の 5.5 以内の額 とする。
キ付帯施設等整備 ① 鳥獣害防止施設 等整備	鳥獣害防止施設等の整 備に要する経費	(市町、森林整備 法人等) 別に定める標準経 費に基づき知事が 査定する経費の 10 分の 5 以内の額と する。 (上記以外) 別に定める標準経 費に基づき知事が 査定する経費の 10 分の 4.5 以内の額 とする。
② 林内作業場およ び林内かん水施 設整備	苗木仮植場、資機材置 場、間伐材搬出集積等 の林内作業場および林 内かん水施設の整備に 要する経費	別に定める標準経 費に基づき知事が 査定する経費の 10 分の 5 以内の額と する。
③ 林床保全整備	枝葉の除去、客土、整 地、耕うん、植栽、播 種、施肥、雑草木の除 去および小規模で簡易 な排水工、編柵工、土 留工等に要する経費	
④ 荒廃竹林整備	荒廃竹林の整備に要す る経費	
ク 森林作業道整備	ア～カのいずれかの施 業の実施に必要な継続 的に使用される作業道 の開設および改良に要 する経費	(市町、森林整備 法人等) 別に定める標準経 費または実行経費 に基づき知事が査 定する経費の 10 分の 5.8 以内の額 とする。 (上記以外) 別に定める標準経 費または実行経費 に基づき知事が査

		定する経費の10分の6.6以内の額とする。
--	--	-----------------------

注 市町が事業主体の場合は、補助金の額欄の「標準経費」を「標準経費または実行経費」と読み替えるものとする。

別表3（第3条関係）

被害森林整備事業

事業種別 (作業種)	事業主体	経費	補助金の額
ア人工造林	(1)市町（自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、 <u>又は、森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合</u> に限る。）	地拵 ^{ごしら} え、植栽 ^は 、播種 ^は 、施肥、低質林等における前生樹の伐倒に要する経費	別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の5以内の額とする。
イ樹下植栽等		地拵 ^{ごしら} え、地表かき起こし、植栽 ^は 、播種 ^は 、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰 ^{とうた} 、巻枯らしおよび林木の枝葉の除去に要する経費	
ウ下刈り		雑草木の除去およびこれに併せて行う施肥に要する経費	
エ雪起こし	(2)森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者 <u>又は民間事業者</u> （自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林	雪圧倒伏木の倒木起こしに要する経費	別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の4.5以内の額とする。
オ倒木起こし		気象災等による倒伏木の倒木起こしに要する経費	
カ枝打ち		林木の枝葉の一部の除去に要する経費	別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の5.5以内の額とする。
キ除伐		不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰 ^{とうた} に要する経費	
ク保育間伐		不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰 ^{とうた} 、 <u>搬出集積（被害木を含む。）</u> に要する経費	
ケ更新伐		不用木（侵入竹を含む）	

	経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を	の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻き枯らしに要する経費	
コ付帯施設等整備 ① 鳥獣害防止施設等整備	含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）	鳥獣害防止施設等の整備に要する経費	別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の4.5以内（②は10分の5以内）の額とする。
② 荒廃竹林整備	(3) 森林所有者（地方公共団体と協定を締結	荒廃竹林の整備に要する経費	
サ森林作業道整備	し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。）	ア～ケのいずれかの施業の実施に必要な作業道の開設および改良に要する経費	別に定める標準経費または実行経費に基づき知事が査定する経費の10分の7以内の額とする。
シ森林保全再生整備 ① 鳥獣害防止施設整備		野生鳥獣による森林被害の防止、補正鳥獣の移動の制御等の鳥獣害防止施設等の整備に要する経費	別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の4.5以内の額とする。
② 鳥獣の誘引捕獲		誘引捕獲とそれに必要な施設の整備に要する経費	

注 市町が事業主体の場合は、補助金の額欄の「標準経費」を「標準経費または実行経費」と読み替えるものとする。

別表4（第3条関係）

重要インフラ施設周辺森林整備

事業種別 (作業種)	事業主体	経費	補助金の額
ア人工造林	(1)市町（自ら所有する森林および重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合に限る。）	地拵え、植栽、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒に要する経費	別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の5以内の額とする。
イ樹下植栽等		地拵え、地表かき起こし、植栽、播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らしおよび林木の枝葉の	

	(2) 森林整備法人	除去に要する経費	
ウ下刈り	等、森林組合	雑草木の除去およびこれ	
エ雪起こし	等、特定非営利	に併せて行う施肥に要す	
オ倒木起こし	活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）	雪圧倒伏木の倒木起こしに要する経費	
カ枝打ち		気象災等による倒伏木の倒木起こしに要する経費	(市町、森林整備法人等)別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の5以内の額とする。 (上記以外) 別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の4.5以内の額とする。
キ除伐		林木の枝葉の一部の除去に要する経費	(市町、森林整備法人等)別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の5.4以内の額とする。
ク保育間伐		不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰に要する経費	(上記以外) 別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の5.5以内の額とする。
ケ更新伐		不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻き枯らしに要する経費	
コ付帯施設等整備 ① 鳥獣害防止施設等整備		鳥獣害防止施設等の整備に要する経費	(市町、森林整備法人等)別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の5以内の額とする。 (上記以外) 別に定める標準経費に基づき知事が査定する経費の10分の5.4以内の額とする

② 林内作業場 および林内 かん水施設 整備	苗木仮植場、資機材置 場、間伐材搬出集積等の 林内作業場および林内か ん水施設の整備に要する 経費	別に定める標準経費に基 づき知事が査定する経費 の10分の5以内の額と する。
③ 林床保全整 備	枝葉の除去、客土、整 地、耕うん、植栽、播 種、施肥、雑草木の除去 および小規模で簡易な排 水工、編柵工、土留工等 に要する経費	
④ 荒廃竹林整 備	荒廃竹林の整備に要する 経費	
サ森林作業道 整備	ア～ケのいずれかの施業 の実施に必要な作業道の 開設および改良に要する 経費	(市町、森林整備法人等) 別に定める標準経費また は実行経費に基づき知事 が査定する経費の10分 の5.8以内の額とする。 (上記以外) 別に定める標準経費また は実行経費に基づき知事 が査定する経費の10分 の6.6以内の額とする。

別表5 (第3条関係)

保全松林緊急保護整備事業

事業種別 (作業種)	事業主体	経費	補助金の額
保全松林健全化整 備 衛生伐	(1)市町、 (2)森林所有者、 (3)森林組合等、 (4)森林整備法人 等、	不用木(被害木および侵入竹を 含む)および不良木の伐倒、搬 出集積、破碎、焼却および薬剤 処理に要する経費	別に定める標 準経費(市町 が事業主体の 場合は、標準 経費または実 行経費)の10 分の9以内の 額とする。
松林保護樹林帯造 成 ア人工造林	(5)森林所有者の 団体、 (6)森林経営計画	地拵 ^{ごしら} え、植栽 ^は 、播種、施肥、 低質林等における前生樹の伐倒 に要する経費	
イ樹下植栽等	策定者(ただ	地拵 ^{ごしら} え、地表かき起こし、植	

	し、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。)	栽、播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らしおよび林木の枝葉の除去に要する経費
ウ下刈り		雑草木の除去およびこれに併せて行う施肥に要する経費
エ雪起こし		雪圧倒伏木の倒木起こしに要する経費
オ倒木起こし		気象災等による倒伏木の倒木起こしに要する経費
カ除伐		不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰に要する経費
キ保育間伐		不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰に要する経費
ク衛生伐		不用木（被害木および侵入竹を含む）および不良木の伐倒、搬出集積、破砕、焼却および薬剤処理に要する経費
ケ更新伐		不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻き枯らしに要する経費
コ付帯施設等整備 ① 獣害防止施設等整備		鳥獣害防止施設等の設置に要する経費
② 荒廃竹林整備		荒廃竹林の整備に要する経費
カ森林作業道整備	ア～ケのいずれかの施業の実施に必要な作業道の開設および改良に要する経費	

別表 6 (第3条関係)

森林空間総合整備事業

事業種別(作業種)	事業主体	経費	補助金の額
全体計画調査	市町	全体計画の策定に必要な調査に要する経費	経費の10分の7以内の額とする。
共生環境 森林環境教育 促進整備		樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木および不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒および搬出集積、林間広場の整	別に定める標準経費または実行経費の10分の7以内の額とする。

整備		備、森林作業道の開設および改良等に要する経費	
	森林健康促進整備	樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木および不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒および搬出集積、林間広場の整備、森林作業道の開設および改良等に要する経費	
	里山林機能強化整備	樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木および不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒および搬出集積、林間広場の整備、不透水層の破砕、簡易な排水工、盛土および土留工、森林作業道の開設および改良等に要する経費	
付帯施設整備	森林環境教育促進整備	標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等の林内作業場の整備、駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒および搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等の防火帯の整備、防火槽、用水路および退避地の整備、岩組等林地保全施設の整備、客土、整地等の自然観察ゾーンの造成等に要する経費	
	森林健康促進整備	標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等の林内作業場の整備、駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒および搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こ	

		し、不用木の除去、不良木の ^{とうた} 淘汰等の防火帯の整備、防火槽、用水路および退避地の整備、健康増進広場および間伐材等を利用した簡易な健康促進施設の整備等に要する経費	
	里山林機能強化整備	標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等の林内作業場の整備、駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒および搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、 ^は 播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の ^{とうた} 淘汰等の防火帯の整備、防火槽、用水路および退避地の整備、岩組等の林地保全施設の整備等に要する経費	
	林内歩道等整備	林内歩道および長期間継続して使用される森林作業道の開設および改良に要する経費	
	用地等取得	土地および立木竹の取得に要する経費	経費の10分の4以内の額とする。

別表7（第3条関係）

絆の森整備事業

事業種別(作業種)	事業主体	経費	補助金の額
全体計画調査	市民参加型整備 行政支援タイプ 市町	全体計画の策定に必要な調査に要する経費	経費の10分の7以内の額とする。
共生環境整備	1 行政支援タイプ 市町 2 市民主導タイプ 森林経営計画等の認定を受けた者（森林所有者および森林組合その他の林	下草刈り、希少植物の保全、廃棄物の除去等の林床整備、郷土樹種の植栽、客土、捨石、 ^は 播種、施肥、雑草木および不用木の除去、枝葉の除去、	別に定める標準経費または実行経費の10分の7以内の額とする。

		業事業体を除く。) およ び特定非営利法人等 3 市民開放タイプ 森林経営計画等の認定を 受けた者または市町との 森林整備に関する協定を 締結した森林所有者	不良木の伐倒および搬出 集積、水辺環境整備、森 林作業道の開設および改 良等に要する経費
	野生生物共生 林整備	森林所有者、森林組合 等、森林整備法人、森林 所有者の団体（以下「森 林所有者等」とい う。）、特定非営利活動 法人等、市町および森林 経営計画等の認定を受け た者	広葉樹、花木および餌木 の植栽、森林の造成、水 辺環境整備、客土、捨 石、播種、施肥、雑草木 および不用木の除去、枝 葉の除去、不良木の伐倒 および搬出集積、森林作 業道の開設および改良等 に要する経費
付 帯 施 設 整 備	市民参加型森 林整備	1 行政支援タイプ 市町 2 市民主導タイプ 森林経営計画等の認定を 受けた者（森林所有者お よび森林組合その他の林 業事業体を除く。）およ び特定非営利法人等 3 市民開放タイプ 森林経営計画等の認定を 受けた者または市町との 森林整備に関する協定を 締結した森林所有者	標識類の整備、苗木置場 その他森林の整備に必要 な作業施設等の林内作業 場の整備、駐車場の整 備、防火施設整備として 行う前生樹の伐倒、搬出 集積および枝葉の除去、 客土、整地、植付け、播 種、施肥、雑草木の除 去、倒木起こし、不用木 の除去、不良木の淘汰等 の防火帯の整備、防火 槽、用水路および退避地 の整備、機能保持上必要 な施設、給排水施設、防 護柵の設置および簡易な 休憩施設の整備等に要す る経費
	野生生物共生 林整備	市町、森林所有者等、特 定非営利活動法人等およ び森林経営計画等の認定 を受けた者	標識類の整備、苗木置場 その他森林の整備に必要 な作業施設等の林内作業 場の整備、駐車場の整 備、防火施設整備として 行う前生樹の伐倒、搬出 集積および枝葉の除去、 客土、整地、植付け、播 種、施肥、雑草木の除

			去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等の防火帯の整備、防火槽、用水路および退避地の整備、岩組等の林地保全施設の整備、防護柵の設置等に要する経費	
林内歩道等整備	市民参加型整備	1 行政支援タイプ 市町 2 市民主導タイプ 森林経営計画等の認定を受けた者（森林所有者および森林組合その他の林業事業体を除く。）および特定非営利法人等 3 市民開放タイプ 森林経営計画等の認定を受けた者または市町との森林整備に関する協定を締結した森林所有者	林内歩道および長期間継続して使用される森林作業道の開設および改良に要する経費	
	野生生物共生林整備	市町、森林所有者等、特定非営利活動法人等および森林施業計画の認定を受けた者		
用地等取得	市民参加型整備	市町	土地および立木竹の取得に要する経費	経費の10分の4以内の額とする。
	野生生物共生林整備			

別表 8（第3条関係）

特定森林造成事業

事業種別 (作業種)	事業主体	経費	補助金の額	改良 ※1	造成 ※1	花粉 ※1
ア人工造林	市町	地拵 ^{ごしら} え、植栽、播種 ^は 、施肥、低質林等における前生樹の伐倒に要する経費	別に定める標準経費または実行経費に基づき知事が査定する経		○	○
イ樹下植栽等		地拵 ^{ごしら} え、地表かき起こし、植			○	○

	栽、播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らしおよび林木の枝葉の除去に要する経費	費の10分の5以内の額とする。			
ウ下刈り	雑草木の除去およびこれに併せて行う施肥に要する経費			○	○
エ雪起こし	雪压倒伏木の倒木起こしに要する経費			○	○
オ倒木起こし	気象災等による倒伏木の倒木起こしに要する経費	別に定める標準経費または実行経費に基づき知事が査定する経費の10分の4.5以内の額とする。		○	○
カ枝打ち	林木の枝葉の一部の除去に要する経費	別に定める標準経費または実行経費に基づき知事が査定する経費の10分の		○	○
キ除伐	不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰に要する経費	5.5以内の額とする。		○	○
ク保育間伐	不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰に要する経費			○	○
ケ間伐	不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰、搬出集積に要する経費			○	○
コ更新伐	不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻き枯らしに要する経費			○	
サ花粉発生源植替え	花粉発生源となっている林分で行う立木の伐倒、搬出、集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽とする。	別に定める標準経費または実行経費に基づき知事が査定する経費の10分の5以内の額とする。			○

シ特定林地改良	市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人および森林所有者の団体	地拵 ^{ごしら} え、植付け（土壌改良木の植付けおよび緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む）、播種 ^は および施肥（石灰、稲わら等の施用を含む）に要する経費 ※2 不透水層の破砕、簡易な排水工、客土、盛土および土留工等に要する経費	別に定める標準経費（市町が事業主体の場合は、標準経費または実行経費）の10分の7以内の額とする。	○		
ス付帯施設等整備 ① 林木被害防止施設等整備	本体事業に同じ	林木被害の防止等に必要な施設等の整備に要する経費	別に定める標準経費または実行経費に基づき知事が査定する経費の10分の4.5以内の額とする。	○	○	○
② 林内作業場および林内かん水施設整備	市町	苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場および林内かん水施設の整備に要する経費	別に定める標準経費または実行経費に基づき知事が査定する経費の10分の5以内の額とする。		○	○
③ 生育環境補完整備		筋工および伏工等簡易な工作物の設置に要する経費	以内の額とする。		○	
④ 荒廃竹林整備	本体事業に同じ	荒廃竹林の整備に要する経費		○	○	○
セ森林作業道		ア～コのいずれかの施業の実施に必要な継続的に使用される作業道の開設および改良に要する経費	別に定める標準経費または実行経費に基づき知事が査定する経費の10分の7以内の額とする。	○	○	○

※1 改良は特定林地改良、造成は耕作放棄地等森林造成、花粉は花粉発生源対策促進事業をいう。

※2 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の第2条第1項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合に限る。

別表 9 (第3条関係)

森林災害復旧事業

事業種別 (作業種)	事業主体	経費	補助金の額
森林 災害 復旧 事業	国補	1 被害木等の整理 被害木等の伐倒、破断および搬出、集積の作業に直接必要な費用ならびに事務雑費 2 跡地造林 地拵え、苗木、種子、種子消毒用薬剤、仮植、苗木運搬、植栽および播種の作業に直接必要な費用ならびに事務雑費 3 倒木起こし 倒木起こしの作業に直接必要な費用および事務雑費 4 作業路開設 作業路開設に直接必要な費用および事務雑費	別に定める経費に対し次に掲げる率以内の額とする。 1 事業主体が民法第34条の規定により設立された公益法人の場合にあっては、3分の2 2 1以外の事業主体の場合にあっては、4分の3
	単県	森林所有者等	倒木起こしならびに折損木および倒木の除去に必要な経費

別表 10 (第3条関係)

環境林整備事業

事業種別 (作業種)	事業主体	経費	補助金の額
ア除伐	森林所有者と環境林として整備するための協定を締結した市町、森林組合、財産区、一部事務組合	不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰に要する経費	別に定める標準経費または実行経費に基づき知事が査定する経費以内の額とする。
イ保育間伐		不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰に要する経費	
ウ間伐		不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰に要する経費	
エ付帯施設整備 ① 鳥獣被害防止施設等整備 ② 林床保全施設整備 ③ 枝落とし		① 鳥獣害防止施設等の整備に要する経費 ② 枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥、雑草木の除去および小規模で簡易な排水工、編柵工、土留工等に要する経費 ③ 林木の枝葉の一部の除去に	

	要する経費
エ作業歩道	ア～ウの施業の実施に必要な歩道の作設に要する経費

別表 1.1 (第3条関係)

農地漁場水源確保森林整備事業

事業種別 (作業種)	事業主体	経費	補助金の額	
ア除伐	(1) 森林所有者、 (2) 森林組合等、 (3) 森林所有者の 団体、 (4) 森林経営計画 策定者、 (5) 特定間伐等促 進計画において特定間伐等 の実施主体に 位置づけられ た者、 (6) <u>森林経営管理 法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条 第 2 項の規定 により都道府 県が公表した 民間事業者</u>	不用木（侵入竹を含む） の除去、不良木の淘汰に 要する経費	別に定める標準経費に 基づき知事が査定する 経費の 10 分の 5.5 以内 の額とする。	
イ保育間伐		不用木（侵入竹を含む） の除去、不良木の淘汰に 要する経費		
ウ間伐		不用木（侵入竹を含む） の除去、不良木の淘汰、 搬出集積に要する経費		
エ更新伐		不用木（侵入竹を含む） の除去、不良木の淘汰、 支障木やあばれ木等の伐 倒、搬出集積、巻き枯ら しに要する経費		
オ鳥獣害防止 施設等整備		ア～エのいずれかの施業 と一体的に行う鳥獣害防 止施設等の整備に要する 経費		別に定める標準経費に 基づき知事が査定する 経費の 10 分の 4.5 以内 の額とする。
カ森林作業道 整備		ア～エのいずれかの施業 の実施に必要な継続的に 使用される作業道の開設 および改良に要する経費		別に定める標準経費ま たは実行経費に基づき 知事が査定する経費の 10 分の 7 以内の額とす る。

別表 1.2 (第3条関係)

次世代森林育成対策事業

事業種別(作業種)	事業主体	経費	補助金の額
次世代森林育成対策 の実施に要する経費	別表 1 から別表 8 に掲げる 事業種別のうち森林の更新 を目的とする作業種（人工 造林、樹下植栽等）を実施 する事業主体	対象森林において 森林の更新を目的 とする造林と一体 的に行う獣害防止 施設等の整備に要 する経費	別に定める額 とする。